

外来データ提出加算等について

【外来データ提出加算】

B001-3 生活習慣病管理料 注4 50点

【在宅データ提出加算】

C002 在宅時医学総合管理料 注13 50点

C002-2 施設入居時等医学総合管理料 注7 50点

C003 在宅がん医療総合診療料 注7 50点

【リハビリテーションデータ提出加算】

H000 心大血管疾患リハビリテーション料 注5 50点

H001 脳血管疾患等リハビリテーション料 注7 50点

H001-2 廃用症候群リハビリテーション料 注7 50点

H002 運動器リハビリテーション料 注7 50点

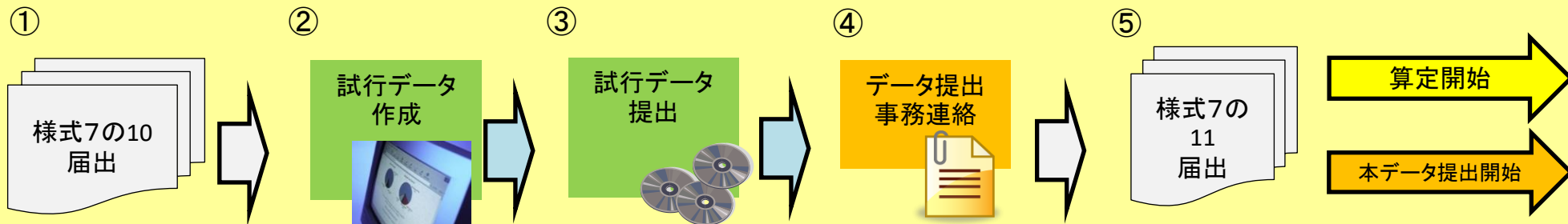
H003 呼吸器リハビリテーション料 注5 50点

厚生労働省が実施する「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査(外来医療等調査)」に準拠したデータを正確に作成し、継続して提出されることを評価したもの。

外来等データ提出加算の施設基準

- (1) 厚生労働省が毎年実施する「外来医療等調査」に適切に参加できる体制を有すること。また、厚生労働省保険局医療課及び厚生労働省が外来医療等調査の一部事務を委託する外来医療等調査事務局と電子メール及び電話での連絡可能な担当者を必ず1名指定すること。
- (2) 外来医療等調査に適切に参加し、調査に準拠したデータを提出すること。
- (3) 診療記録(過去5年間の診療録及び過去3年間の手術記録、看護記録等)の全てが保管・管理されていること。
- (4) 診療記録の保管・管理につき、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であることが望ましい。
- (5) 診療記録の保管・管理のための規定が明文化されていること。
- (6) 患者についての疾病統計には、ICD大分類程度以上の疾病分類がされていること。
- (7) 保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できること。

外来等データ提出加算算定開始までの流れ



①様式7の10の届出

データの提出を希望する病院は、様式7の10を地方厚生(支)局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に届出を行う。令和5年度における届出の期限は、令和5年5月20日、8月22日、11月21日、令和6年2月20日。

②試行データの作成、③試行データの提出

様式7の10の届出期限である月の翌月から起算して2月分(4回目のスケジュールのみ届出期限である月とその翌月の2月分)の試行データを外来医療等調査事務局が提供するチェックプログラムにより作成し、指定する期日までに外来医療等調査事務局に提出する(厚生労働省が様式7の10を受領後、外来医療等調査事務局から各医療機関の連絡担当者宛に案内メールを送信する)。

④データ提出事務連絡

試行データが適切に提出されていた場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、外来医療等調査事務局から各医療機関の担当者あてに電子メールにて事務連絡(データ提出事務連絡)を送信する。

⑤様式7の11の届出以降

様式7の11を用いて、地方厚生(支)局長あて届出を行う。届出が受理された翌月の1日から加算開始となり、届出が受理された月の属する四半期から本データを提出することとなる。(加算算定開始月と本データ提出開始月の取り扱いは異なる)

なお、本データ作成用のチェックプログラムは、厚生労働省が様式7の11を受領後、外来医療等調査事務局から各医療機関の連絡担当者宛に案内メールを送信する。